

四日市市告示第97号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、公告する。

なお、関係書類は、四日市市商工農水部農水振興課において縦覧に供する。

令和6年3月8日

四日市市長 森 智広

（商工農水部農水振興課）